

森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書

大分県内において、森林の無届伐採や、伐採後に十分な復旧措置が講じられないまま放置されている事例が多数確認されています。これらの行為は、森林法第10条等に違反する可能性があるだけでなく、土砂災害や河川の濁水、農地・生活環境への深刻な影響を及ぼしています。さらに、大分県が定める「大分県地域計画」においても、持続可能な土地利用と防災・減災の観点から、森林の適切な保全と管理は極めて重要な政策目標とされています。にもかかわらず、現行の制度運用では地域住民がこうした違法伐採や災害リスクを事前に把握・抑止する仕組みが不十分であり、制度的な改善が求められています。

ついては、地域住民の安全と自然環境の保全を図る観点から、以下の対応を早急に講じられるよう、強く要望いたします。

記

1. 森林法に基づく無届伐採の監視・指導体制の強化

- ・ 伐採届の確認体制を強化し、無届伐採に対する現地確認と厳正な是正措置を講じること
- ・ 無届伐採が確認された場合には、事後的な届出の受付ではなく、行政処分等の適用を徹底すること

2. 伐採後の森林復旧及び土砂流出対策の義務化と履行確認

- ・ 伐採後の再造林、または緑化措置・排水処理・土留め等の災害防止措置を計画段階から義務づけ、履行状況の確認を行うこと
- ・ 地元市町村と連携し、一定規模以上の伐採案件については地域住民への説明会を義務づける要綱・指導指針を整備すること

3. 大分県地域計画における森林ゾーンの明確化と開発制限の強化

- ・ 地域計画において、土砂災害警戒区域や中山間急傾斜地に立地する森林については、「開発制限区域」または「優先保全地域」として明確化すること

- 太陽光発電施設等による森林転用が災害リスクを高める場合、開発制限や事前協議の義務化を制度化すること

4. 地域住民の意見が反映される協議制度の構築

- 伐採や開発の計画段階から地域住民・地元自治体との協議機会を確保し、意見が計画に反映される仕組みを設けること
- 森林環境譲与税等の財源を活用し、監視体制や説明会実施体制を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7年 9月24日

由布市議会議長 甲斐裕一

大分県知事 佐藤 樹一郎 様